川端総務大臣繰下げ閣議後記者会見の概要(抜粋)

平成24年9月19日(水)

【ヤフーメール】

Q:大臣、日経新聞の渡辺と言います。ヤフーがですね、新しい広告を始められることになりまして、通信の秘密などの関連もかねて御懸念されていた点というのは解決されたのかどうか、お考えをお聞かせください。

A:電子メールの解析を伴う新広告サービスを提供するという、ヤフーのやろ うとしていることに対しては、憲法第21条第2項の規定を受けて、電気通 信事業法で保護される通信の秘密を侵害しないことが必要であるということ で、そのためには、利用者の有効な同意というのが求められているというの が、法的にあります。そういう分で、先回御質問を受けたときは、関係者と いろいろ協議をしていくと同時に法的な解釈を含めて調整中と申し上げたと 思いますが、この点の対応として、本新広告サービスに関しては、この分野 の専門の有識者の御意見を伺いながら、4点を総合的に考慮した結果、許容 範囲にあるというふうに考えるに至りました。別途ですね、4点、メモ出し というか、出させていただきますので、詳細はそれを見ていただきたいので すが、一つは、通信の秘密の侵害の意味・内容を利用者が正しく理解できる ための情報を出す。それから、第二に、メール本文等の解析を望まない利用 者への対応をとる。第三に、サービス利用開始後、いつでも本サービスの存 在を認識し、解析を中止することができる。第四に、メールの本文等の解析 自体は、受信箱ページ等に並んだ個々のメールの件名等をクリックする行為 に基づいて開始される。メールが着いたら自動的にやるのではなくて、見る ときに開始されるというふうな4点がやられるということを前提に、法律等 の専門家等で御検討いただいて、総合的に考慮した結果、この、利用者の有 効な同意が求められるという法の下の要請に対して、許容範囲にあると考え られるという結論に至りました。したがいまして、ヤフー株式会社は、本サ ービスの開始に先立ち2か月以上の周知期間を設けているが、今後とも更な る周知期間を期待をしているところであります。また、同様のサービスを提 供する電気通信事業者がある場合には、少なくとも本件と同様の対応が必要 であると考えられます。海外事業者であっても、我が国の利用者を対象に提 供する場合には、同様の対応を自主的にとっていただくことが望まれるとい うことでございます。